

枚方校区コミュニティ協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、枚方校区コミュニティ協議会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、枚方校区における「住みよい町づくり」をめざす。そのために、校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区の発展と福祉の増進を目的とする。

第2章 組織

(会員)

第4条 1 本会会員は、前条の目的を達成するため、校区内に居住し、かつ、自治会に加入している住民をもって組織する。
2 会員を代表し、目的を達成する為に理事をおく。理事は、各自治会会长とする。

(活動)

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 校区内の自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 会報などの発行に関すること。
- (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な活動を行うこと。

(活動内容)

第6条 本会は、理事各位の協力により自主的に活動し、営利的・政治的・宗教的活動は行ない。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |
| (6) 専門部長 | 各 1名 |

(選出)

第8条 1 会長は、理事会の互選により選出する。
2 副会長、書記、会計、会計監査は、理事会において選出する。
3 専門部長は、各専門部の中から選出し、理事会の承認を得る。

(任務)

- 第9条 1 会長は、本会を代表し、全ての会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。
4 会計は、会計事務を取り扱う。
5 会計監査は、会計を監査し、理事会に報告する。
6 専門部長は、各専門部を統括する。

(任期)

- 第10条 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その役員を補充することができる。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(機関)

- 第11条 この会に、次の機関を置く。
1 定期総会及び臨時総会
2 理事会
3 役員会

(総会)

- 第12条 総会は、当会の最高決議機関である。
1 定期総会は、毎年5月に開催する。
2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
① 過半数の理事から開催請求があつた時。
② 会計監査から開催請求があつた時。
③ その他、会長が必要と認めた時。
3 総会は、理事及び役員で構成される。
4 総会は、理事及び役員の総数の過半数出席(委任状を含む)により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
5 総会は、次に掲げる事項を審議する。
① 事業計画及び事業報告に関する事項
② 予算及び決算に関する事項
③ 会則の改正に関する事項
④ 役員の選任及び解任に関する事項
⑤ 議長は、副会長が務める
⑥ 会の運営に関する重要な事項

(理事会及び役員会)

- 第13条 1 理事会及び役員会は、原則として毎月1回会長が招集し、会の運営に関する事を審議する。
2 理事会は、理事及び役員で組織する。ただし、会長が必要と認めた者も参加させることができる(会長が必要と認めた者とは、自治会の加入の有無を問わない。専門の知識を有するものとする)
3 役員会は、会長、副会長、書記、会計、専門部長をもって組織する。

- 4 理事会は、第3条の目的を達成するにあたり、必要と認めた場合、特別委員会を設置することができる。
- 5 理事会は、過半数の出席で成立し、副会長が議長を努める。
- 6 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

(専門部)

第14条 専門部に、第5条第2項の活動を達成する為、次の専門部を置き部長を置く。また、理事会が必要と認めた時は、臨時の専門部を設けることができる。(別表、組織図)

第4章 会計

(会計)

- 第15条 1 本会の経費は、次の収入により運営する。
- ① 自治会負担金 *1
 - ② 寄付金
 - ③ 補助金
 - ④ その他
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 3 本会の支出は、理事会で議決された予算にもとづき、本会の目的に沿って行う。
- 4 本会の収入、支出及び資産を明らかにする為、会計及び資産に関する帳簿を整備する。また、帳簿及び関係書類は5年間保存しなければならない。
- 5 会員が帳簿の閲覧を求めた時は、開示しなければならない。
- 6 自治会の負担金は、理事会の承認を得て決定する。

(会計監査)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会の承認を受けなければならない。

第17条 附則

本会則は、平成16年6月1日より施行する。

会則改正 平成17年5月21日(第16条)

会則改正 平成23年5月14日(第4条・第11条)

会則改正 平成29年5月13日(全面改正)

会則改正 令和 2年5月16日(一部改正・第13条 第2項・第4項)

~~~~~

\*1 自治会負担金(4月1日現在)

|            |         |
|------------|---------|
| ・50世帯以下    | 10,000円 |
| ・99世帯以下    | 12,000円 |
| ・100～199世帯 | 15,000円 |
| ・200～299世帯 | 18,000円 |
| ・300世帯以上   | 20,000円 |